第五百八条から第五百二十三条までを次のように改める。

第五百八条から第五百二十三条まで　削除

第五百二十五条から第五百三十条までを次のように改める。

第五百二十五条から第五百三十条まで　削除

附則第八項中「第四百八十三条」を「第四百五十三条」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第四百四十五条関係）

所轄森林管理局	名称	位置	管轄区域
北海道	知床森林生態系保全センター	斜里郡斜里町	北海道　斜里郡斜里町　目梨郡
東北	津軽白神森林生態系保全センター	西津軽郡鰺ヶ沢町	青森県　弘前市　五所川原市　つがる市　平川市　西津軽郡　中津軽郡　南津軽郡　大鰐町
	藤里森林生態系保全センター	山本郡藤里町	秋田県　能代市　山本郡（三種町を除く。）
	朝日庄内森林生態系保全センター	鶴岡市	山形県　鶴岡市（旧鶴岡市及び旧東田川郡朝日村の区域に限る。）　酒田市　東田川郡庄内町（旧立川町の区域に限る。）　飽海郡
関東	小笠原諸島森林生態系保全センター	小笠原村	東京都　小笠原村
九州	屋久島森林生態系保全センター	熊毛郡屋久島町	鹿児島県　熊毛郡屋久島町
	西表森林生態系保全センター	石垣市	沖縄県　八重山郡竹富町

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項第六号（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二号中「いう。以下この号において同じ」を「いう」に改める。

第四十条第二項第三号中「、第七号及び第八号」を「及び第七号」に、「、第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に改め、同項第七号中「、起算日から起算して十年」の下に「（災害その他やむを得ない理由により当該森林経営計画の対象とする森林（作業路網の整備を行わない森林を除く。第四十三条第十号において同じ。）において作業路網の整備を行うことが困難である場合にあつては、十五年。以下この号及び同条第九号において同じ。）」を加え、同項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第四十一条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「に該当することとなつた場合には」を「の区分に応じ」に、「期間内に」を「期間内に、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第十一条第三項に規定する事項が記載され、かつ、第三十三条第二号に掲げる場合に該当する森林を対象とする森林経営計画について、次に掲げる場合に該当することとなつた原因が相続又は遺贈によるものである場合におけるこの項の規定の適用については、第一号及び第二号中「三十日」とあるのは、「七月」とする。

第四十二条第二項中「施業」を「森林の施業及び保護」に改める。

第四十三条第七号中「とき。」を「場合」に改め、同条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　災害その他やむを得ない理由により当該森林経営計画の対象とする森林において作業路網の整備を行うことが困難である場合であつて、当該森林経営計画に係る起算日から起算して十年を経過した日における当該森林経営計画の対象とする森林（その理由により作業路網の整備を行うことが困難な森林を含む小流域内に存する森林を除く。）に係る作業路網の延長が、付録第六の算式により算出される値を下回つたとき。

「第五章　補則」を「第五章　雑則」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十八号

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十一号中「取引価格」の下に「又は生産費」を加え、「機構へ」を「機構に」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

2　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「取引価格」の下に「又は生産費」を加え、「機構へ」を「機構に」に改める。

○農林水産省令第二十九号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項、第三条の七第一項、第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正